# 令和元年第2回宮崎市議会(5月臨時会) 提出案件一覧

## 1 件数

# 2 内訳

- (1)議案(3件)
  - ① 条例の一部改正に係る専決処分の報告・承認(3件)
    - ⇒ 議案第60号~第62号

- (2) 報告(3件)
  - ① 専決処分の報告(3件)

- ⇒ 報告第15号~第17号
- ・ 和解及び損害賠償の額を定めること(3件)

## 3 議案の概要

# 議案第60号~議案第62号 条例の一部改正に係る専決処分の報告・承認について

議案第60号 「宮崎市税条例等の一部を改正する条例」の専決処分について

【納税管理課】

#### ◇概要

地方税法等の一部改正(平成31年3月29日公布・同年4月1日又は同年6月1日施行)に伴い、「宮崎市税条例」等の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

#### ◇主な内容

1 ふるさと納税制度の見直し(第34条の7)

平成31年(令和元年)6月1日以降の寄附金について、総務大臣が指定する都道府県 又は市区町村に対する寄附金のみを寄附金税額控除の特例控除(ふるさと納税)の対象 とする。

- 総務大臣の指定の基準
  - ①寄附金の募集を適正に実施すること。
  - ②返礼品を提供する場合には、以下のいずれも満たすこと。
    - ・返礼品の返礼割合を3割以下とすること。
    - ・返礼品を地場産品とすること。

## 2 住宅ローン控除の拡充に伴う措置(附則第7条の3の2)

消費税率の引上げに当たり、所得税における住宅ローン控除の期間が延長(10年間⇒13年間)されるのに伴い、個人の市民税の控除期間についても3年間延長し、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内において、個人の市民税額から控除する。

## ◇施行期日

平成31年4月1日(ただし、1は平成31年6月1日施行。経過措置の規定あり。)

# 議案第61号 「宮崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の専決処分について 【国保年金課】

### ◇概要

地方税法施行令等の一部改正(平成31年3月29日公布・同年4月1日施行)に伴い、「宮崎市国民健康保険税条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

## ◇主な内容

# 1 課税限度額の改定(第2条)

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 61 万円(現行 58 万円)に引き上げる。

## 2 保険税軽減措置の対象の拡大(第23条)

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割 軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行う。

#### ◇施行期日

平成31年4月1日(経過措置の規定あり)

## 議案第62号 「宮崎市介護保険条例の一部を改正する条例」の専決処分について

【介護保険課】

## ◇概要

介護保険法施行令の一部改正(平成31年3月29日公布・同年4月1日施行)に伴い、「宮崎市介護保険条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

## ◇主な内容

# 1 保険料率の特例

第1号被保険者のうち所得段階が第1段階から第3段階に該当する者について、平成31年度及び平成32年度における介護保険に係る保険料を第1段階については25,600円(現行30,700円)、第2段階については41,000円(現行47,800円)、第3段階については49,500円(現行51,300円)とする。

#### ◇施行期日

公布の日(ただし、平成31年4月1日から適用。経過措置の規定あり。)

## 4 報告の概要

# 報告第15号~報告第17号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

# <u>(1)和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分(本市施設の管理瑕疵による事</u> 故等)

【報告第15号】

【道路維持課】

《事故の概要》 相手方が腐食していた集水ますのグレーチング蓋に足を踏み入れ、相 手方の人身傷害が生じた。

《事故発生日》 平成28年7月17日

《事故の場所》 宮崎市橘通西4丁目2番30号南側道路上

《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 58,630円(市が相手方に対して)

(市は、相手方に当該賠償額から市の概算払額金10,947円を控除

した額金47、683円を支払う。)

《過失の割合》 市80%、相手方20%

【報告第16号】 【道路維持課】

《事故の概要》 相手方が側溝の蓋を踏んだところ、当該蓋が外れ、側壁ですねを打ち 付け、相手方の人身傷害が生じた。

《事故発生日》 平成31年1月28日

《事故の場所》 宮崎市下北方町陣ケ平6370番地5西側道路上

《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 69.320円(市が相手方に対して)

《過失の割合》 市100%

【報告第17号】

【高岡総合支所 農林建設課】

《事故の概要》 市の職員が作業中に草刈機で跳ねた小石が走行中の相手方の軽自動車 に当たり、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 平成30年11月13日

《事故の場所》 宮崎市高岡町下倉永985番地先道路上

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 33,226円(市が相手方に対して)

《過失の割合》 市100%